第二十一条の五の二十五第四項	指定障害児通所支援事業者
第二十一条の五の二十六第一項	指定障害児通所支援事業者
	障害児通所支援事業所
	指定通所支援
第二十一条の五の二十六第二項及び第三項	指定障害児通所支援事業者
第二十一条の五の二十七第一項及び第五項	指定障害児通所支援事業者

指定障害児入所施設の設置者	
指定障害児入所施設の設置者	
障害児入所施設	
指定入所支援（第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）	
指定障害児入所施設	
指定障害児入所施設の設置者	

第二十七条の九の表を次のように改める。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の九第一項	障害児入所施設	指定障害児入所施設
第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項	前項	第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第一項の指定の更新
	次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）	第一号から第六号まで又は第八号から第十四号まで
	障害児通所支援事業所	障害児入所施設（第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下この項において同じ。）
第二十一条の五の十八第一項	第二十一条の五の十二第一項	第二十四条の十二第一項
第二十一条の五の十八第二項	第二十一条の五の十二第二項	第二十四条の十七
指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準	
障害児通所支援事業	障害児入所施設	
第二十一条の五の二十三第一項の	第二十四条の十七の	
障害児通所支援事業所	障害児入所施設	
指定障害児通所支援事業者の	指定障害児入所施設（第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下この号において同じ。）の	
当該指定障害児通所支援事業者	当該指定障害児入所施設の設置者	

第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第六号	
第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第三号	
第二十一条の五の十八第二項	
指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準	
障害児通所支援事業	
第二十一条の五の二十三第一項の	
障害児通所支援事業所	
指定障害児通所支援事業者の	
当該指定障害児通所支援事業者	

第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第二号	
第二十一条の五の十八第一項	
第二十四条の十二第一項	
第二十四条の十二第二項	
指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準	
障害児入所施設	
第二十四条の十七の	
障害児入所施設	
指定障害児入所施設（第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下この号において同じ。）の	
当該指定障害児入所施設の設置者	

第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第九号	
第二十一条の五の二十三第一項	
当該事業の廃止	
当該届出	
第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出	
第二十四条の十四の規定による指定の辞退	
当該指定の辞退	
当該辞退	
第二十四条の十五第一項	
第二十四条の十七	
第二十四条の十四	
当該指定の辞退について	
当該辞退	

第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十号	
第二十一条の五の二十一第一項	
第二十一条の五の二十三第一項	
第二十一条の五の十九第二項	
事業の廃止の届出	
当該事業の廃止	
当該届出	
第二十一条の五の十九第二項	
事業の廃止の届出	
当該事業の廃止について	
当該届出	

第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十一号	
第二十四条の十	
指定の辞退	
当該指定の辞退について	
当該辞退	
第二十四条の十四	
当該指定の辞退	
当該辞退	
第二十四条の十	
指定の更新の申請	
障害児入所支援	

第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十二号	
第二十一条の五の二十一第一項	
第二十四条の十五第一項	
第二十四条の十七	
第二十四条の十四	
指定の申請	
障害児通所支援	

第二十七条の九を第二十七条の十とし、第二十七条の八の次に次の一条を加える。

第二十七条の九　法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項第六号の政令で定める使用人は、障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）を管理する者とする。

第二十八条の前に次の六条を加える。

第二十七条の十五　法第二十四条の二十四第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の二十第二項第一号	食事療養	生活療養（健康保険法第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。）
第二十四条の二十第二項第二号	食事療養	生活療養
	第八十五条第二項	第八十五条の二第二項
	食事療養標準負担額	生活療養標準負担額